

議員提出議案一覧表（意見書）

議員提出議案第14号

防災庁発足を見据えた地方自治体との連携強化 及び防災体制の抜本的強化を求める意見書（可決）

本年7月に防災庁設置法が成立し、平時の備えから発災時の対応、復旧・復興までを一貫して担う司令塔組織として防災庁の発足が目前に迫っている。

一方で、本年7月28日に発生した令和8年熊本地震では、猛暑期における大震災であったことから、停電や断水が続く中での避難生活や車中泊・在宅避難に伴う熱中症、脱水症状、エコノミークラス症候群などの健康リスクの急増、衛生的なトイレの不足、ガソリン等燃油の供給制限、さらには自治体職員自らの被災によるマンパワー不足など、激甚化・複雑化する災害現場の課題が顕著となった。

今後想定される巨大地震や気象災害のリスクに対し、新たに発足する防災庁が現場のニーズに即した司令塔機能を最大限に発揮し、災害関連死や二次災害を防ぎ、国民の命と暮らしを守り抜くためには、国と地方自治体との連携強化及び支援体制の抜本的刷新が不可欠である。

よって、政府においては、防災庁の発足を機に、最新の災害教訓を踏まえた実効性ある以下の措置を速やかに講じるよう強く求める。

記

- 1 改正災害対策基本法の理念に基づき、災害発生初期から清潔なトイレカーの適所への迅速な配置及び下水道への接続等による衛生環境の維持を図ること。あわせて、移動式エアコン、簡易ベッド、温かい食事が提供できるキッチンカー等の確保、広域調達及び迅速な搬送のための体制を構築すること。
- 2 猛暑期や厳寒期の避難生活における熱中症、感染症、エコノミークラス症候群等の発生を防ぐため、DMA T（災害派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）、DWAT（災害派遣福祉チーム）等を、避難所のみならず、車中泊避難者や在宅避難者へも早期かつ広域に派遣・巡回させる体制を整備すること。
- 3 マンパワー不足に直面する被災自治体を支援するため、GADM（災害マネジメント総括支援員）をはじめ、国・自治体・民間の支援を円滑につなぐコーディネート機能を担う職員を迅速に派遣・配置する仕組みを強化すること。
- 4 被災地での長蛇の列や販売制限、移動困難を解消するため、救急・復旧活動及び住民の避難・生活の維持に不可欠なガソリン、軽油等の燃油を優先かつ迅速に配給できる緊急供給スキームを構築すること。
- 5 地震後の余震や降雨に伴う土砂災害、火山の溶岩ドームの崩落や斜面での表層剥離等による二次災害を防ぐため、地殻変動、斜面変位等の監視体制を強化し、住民への迅速かつ分かりやすい情報提供と避難体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月29日

議員提出議案第15号

化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書（可決）

化学物質過敏症（MC S）は、日常生活の中で使用される家庭用品や建築材料、農薬、化粧品、柔軟剤等に含まれる微量の化学物質に反応し、頭痛や全身倦怠感、呼吸困難など多様な身体症状が生じる疾患である。

現在、厚生労働省の傷病名コードに登録されているものの、発症メカニズムには未解明な部分が多く、客観的な診断基準や専門的治療を行える医療機関が極めて少ないのが現状である。特に近年では、人工的な香料等によるいわゆる香害をきっかけに発症・重症化する事例が相次いでおり、家庭や職場、学校、公共施設等での不理解から、就労・就学の断念や不登校、社会的隔離へと追い込まれる患者が絶えない。化学物質過敏症は、誰もが突然発症し得る疾患であり、当事者の経済的不安定や精神的孤立を防ぐ支援策の確立は、一刻の猶予も許されない。

よって、政府においては、令和6年4月に施行された改正障害者差別解消法の趣旨も踏まえ、化学物質過敏症の患者の生命と暮らしを守り、社会全体の化学物質のリスク管理を高めるため、以下の措置を速やかに講じるよう強く求める。

記

- 1 全国における化学物質過敏症の患者数や発症要因、生活・就労・就学上の不利益の実態を正確に把握するための大規模な調査を実施すること。
- 2 標準的な診断基準や診療ガイドラインの整備・普及を進めるとともに、各都道府県における専門外来の開設支援や一般の医療機関における知識・対応力の向上を図ること。
- 3 学校、児童福祉施設、医療機関、公共施設等における室内空気環境の安全確保（化学物質低減対策）を推進すること。また、人工香料等による体調不良への配慮について、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省の5省庁連携によるさらなる周知・普及啓発を展開すること。
- 4 改正障害者差別解消法に基づき、職場や学校における個別の状況に応じた室内環境の整備、在宅勤務・オンライン授業の導入など、適切に合理的配慮がなされるよう、事業者及び教育機関等への指導・ガイドラインの作成を推進すること。
- 5 患者や家族が抱える苦痛や社会的孤立を防止するため、自治体の保健所や福祉窓口等における専門的な相談体制を強化するとともに、国民への正しい知識の普及を図ること。
- 6 発症・解毒メカニズムの解明やバイオマーカー（生物学的指標）の開発、治療法・予防法の開発に向けた研究に対する財政的・専門的支援を大幅に拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月29日

議員提出議案第16号

所得税法第56条の見直しを求める意見書（可決）

所得税法第56条は、事業主の配偶者や親族がその事業に従事したとき、その対価の支払いは必要経費に算入しないとしており、家族従業員の働き分（自家労賃）を経費として認めないことを規定している。

白色申告の場合、事業主の所得から配偶者が年間最高86万円、その他の家族が同50万円を控除されるのみで、時給に換算すると最低賃金にも及ばず、自営業者の配偶者や家族は、社会的にも経済的にも

自立しにくく、社会保障や行政手続などで不利益を受けている。また、後継者育成への大きな妨げにもなっている。

青色申告にすれば給料を経費にできる（所得税法第57条）と言われるが、青色申告は、税務署長への届出・承認を前提にした、納税者への言わば特典にすぎない。

国連女性差別撤廃委員会は、2024年、女性の経済的自立を促進するため、所得税法第56条を改正し、女性の家族経営企業での労働を認めるよう日本政府に勧告している。また、所得税法第56条の廃止や見直しを求める意見書は、全国580を超す自治体で採択されており、弁護士連合会や税理士団体からも意見書が提出されている。

所得税法第56条は、明治時代の家父長制的世帯課税を引き継ぐものであり、ジェンダー平等の考え方からも、人権問題として差別的税制をこれ以上放置せず、家族従業者の労働の社会的評価、働き分を正当に認めるため、国に対し、次の実施を求める。

記

- 1 家族従業者の人権保障の基礎をつくるために、所得税法第56条の見直しをすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月29日

議員提出議案第17号

避難所となる体育館等の空調設備の整備及び断熱・遮熱化に対する

財政支援の拡充を求める意見書（可決）

令和8年熊本地震では、熊本市だけでも発災直後から180か所を超える避難所が開設され、多くの住民が避難生活を余儀なくされた。令和8年熊本地震は、真夏の発災となったことから、熱中症対策を含む避難所環境の確保が喫緊の課題となった。

近年の猛暑を踏まえれば、災害時に避難所となる学校体育館や公民館等において、避難者の生命と健康を守るため、空調設備の整備は急務となっている。さらに、体育館等は大空間で断熱性能が十分でない施設も多く、空調設備の効果を高め、省エネルギー化を図るためには、断熱・遮熱化を併せて進めることが重要である。

よって、国に対し、指定避難所となる体育館等の空調設備の整備及び断熱・遮熱化を計画的に推進するため、以下の事項の実施を求め、地方自治体の財政負担を軽減するよう強く求める。

記

- 1 指定避難所となる学校体育館、公民館等の空調設備の整備に対する国庫補助を拡充すること。
- 2 空調設備の整備と一体的に行う断熱・遮熱化工事について、補助対象を拡充すること。
- 3 空調設備の整備及び断熱・遮熱化工事に係る支援制度を継続・拡充し、地域間で避難所環境に格差が生じないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月29日

議員提出議案第18号

非核三原則の尊重と堅持を求める意見書（可決）

核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずとの非核三原則は、1967年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、1971年に衆議院においてその遵守に言及した決議が可決されて以来、国是として位置づけられ、歴代内閣もこれを堅持してきた。青森市も、合併前の旧青森市では1990年に平和都市宣言を、旧浪岡町では1986年に非核・平和のまち宣言を行い、世界の恒久平和を願ってきた。

我が国は、被爆国として核兵器のない世界を希求し、1994年以降、毎年国連に核兵器廃絶決議案を提出してきた。さらに、国連の場においても非核三原則を堅持する立場を公式に表明し、我が国及び地域の安定に一定の役割を果たしてきたものと考えられる。

しかしながら、現在、安全保障関連3文書の改定に向けた議論が与党内で行われており、これに伴う非核三原則の見直しを懸念する声もある。核兵器を取り巻く国際情勢が一層厳しさを増す今日だからこそ、非核三原則は我が国と地域の安定を築く基盤として、今後も確実に守られるべきものである。

広島と長崎にもたらされた惨禍を二度と繰り返さないため、被爆の実相を後世に伝えつつ、非核三原則を堅持し、核兵器のない平和な世界の実現に向けた努力を着実に積み重ねていくことは、唯一の戦争被爆国である我が国の使命である。

よって、国に対し、非核三原則の尊重と堅持を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月29日
